

大阪市塾代助成事業実施要綱

制定 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、家庭の経済状況が子どもの学習環境に影響を与えることなく、子どもたちが学力や学習意欲を向上させるとともに、個性や才能を伸ばして成長できるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、学習塾等の学校外教育の利用にかかる経費の助成（以下、「塾代助成」という。）を行う「大阪市塾代助成事業」を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は大阪市とする。ただし、事業の運営の一部を、適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者に委託して行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バウチャー 大阪市が発行し、本要綱で定める学校外教育サービスの提供を受けるに際して1ヶ月あたり1万円分の利用ができる証票等をいう。
- (2) 学校外教育サービス 中学校学習指導要領にある学校の教育活動以外の場において、学習塾及び文化・スポーツ教室が提供している教育サービスをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護し、かつ扶養している者をいう。
- (4) 利用生徒 第4条で定める要件を満たすもののうち、第6条第1項に規定する交付決定通知書を受けた保護者が利用するバウチャーにより学校外教育サービスの提供を受ける生徒をいう。
- (5) 参画事業者 学校外教育サービスを継続的に提供している民間事業者で、本事業の目的に賛同し、第13条に定める要件を満たすもののうち、第15条第2項に規定する登録受理決定通知書を受けた民間事業者をいう。
- (6) 運営事業者 市長から本事業の円滑な運営にかかる事務の一部を委託された民間事業者をいう。

(利用者の要件)

第4条 この要綱により塾代助成を受けることができる者は、大阪市立中学校、大阪市立特別支援学校中学部又は大阪府立特別支援学校中学部に通学している生徒の保護者で、第5条に規定する申請書の提出を行った日時点における「大阪市児童生徒就学援助制度」の被認定者又は生活保護法第13条による教育扶助の認定を受けている者とする。

(交付申請)

第5条 塾代助成を希望する者は、「大阪市学校外教育バウチャー交付申請書」（第1号様式）に前条に掲げた塾代助成を受けることができる者であることを証明する書類を添え、運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。

(交付決定及びバウチャー交付)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者に対して「大阪市学校外教育バウチャー交付決定通知書」（第2号様式）により決定通知を行うとともに、予算の範囲内でバウチャーを交付する。なお、審査の結果不交付となる場合は、「大阪市学校外教育バウチャー不交付決定通知書」（第3号様式）によりその旨を通知

する。

- 2 バウチャーの紛失、盗難、き損等により再交付を申請する場合は、「大阪市学校外教育バウチャー再交付申請書」(第4号様式)を運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。

(認定の期間)

第7条 前条の規定により、塾代助成の対象者として認定する期間は、認定を決定した日の属する月の翌月から翌年の3月（認定を決定した日の属する月が1月及び2月であるときは、その年の3月）までとする。ただし、平成25年10月までに認定を決定した場合においては、平成25年12月から翌年の3月までとする。

(バウチャーの利用範囲)

第8条 バウチャーは、参画事業者の提供する学校外教育サービスを第6条に規定する交付決定通知書に記載された利用生徒本人が受けた場合において、その取引対価の全部又は一部として利用することができる。ただし、教材・教具・備品・服装等の物品購入のみでの利用はできないものとする。

- 2 対象となる利用生徒ごとの1ヶ月あたりのバウチャーの利用上限額は1万円とする。ただし、12月と1月分は、有効期間を12月から1月までの2ヶ月間とし、合わせて2万円を上限とする。
- 3 バウチャーが額面を記載したクーポン形式の場合は、その額面以上の支払にのみ利用でき、事業者から釣銭を受け取ることはできない。
- 4 バウチャーは、交換、譲渡又は売買を行うことができない。

(交付申請事項の変更)

第9条 バウチャーの交付を受けた保護者は、第5条で申請した事項に変更が生じた場合、又は第4条に定める申請の要件に該当しなくなった場合は、速やかに「大阪市学校外教育バウチャー交付申請内容異動届」(第5号様式)を運営事業者を通じて市長に提出するものとする。

(バウチャーの返還)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、バウチャーの交付を受けた保護者は交付を受けたバウチャーを返還しなければならない。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条に規定する交付申請の内容に偽りがあったとき。
- (3) 第11条に規定する不正利用があったとき。

(不正利用の禁止)

第11条 バウチャーの交付を受けた保護者は、バウチャーを交換し、譲渡し、売買し、又は偽りその他不正な行為によりバウチャーを利用してはいけない。

(不正利用にかかるバウチャー取引対価の支払額の返還)

第12条 バウチャーの交付を受けた保護者が、偽りその他不正の行為によってバウチャーを利用し、既に参画事業者が第22条による換金を受けていた場合、当該保護者はその取引対価の支払額の全部又は一部を返還しなければならない。

(参画事業者の要件)

第13条 参画事業者は、大阪市内で中学生を対象とするプログラムの学校外教育サービスを継続して1年以上にわたり有償で提供している実績を有している民間事業者とし、経営形態は法人に限定せず、任意団体及び個人事業主も含むものとする。

(学校外教育サービスの分野)

第14条 本事業の対象となる学校外教育サービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし家庭教師、個人宅への出稽古、通信教育、自宅でのeラーニングは対象に含まないものとする。

- (1)人を集めて学習指導等を行う形態により、補習又は進学指導を行う学習塾のプログラム。
- (2)けいこごとや練習の指導を行う文化・スポーツ教室のプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及び、それに準じると市長が認めるもの。

(参画事業者の登録)

第15条 参画事業者として登録を受けようとする者は、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請書」(第6号様式)に市長が必要と認める書類を添えて運営事業者を通じて市長に提出しなければならない。

2 市長は参画事業者として登録を受けようとする者から前項の申請があったときは、その内容を審査して受理又は不受理を決定し、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録(受理・不受理)決定通知書」(第7号様式)により通知するものとし申請の受理を決定した者をバウチャーを利用する参画事業者として登録するものとする。

(参画事業者の遵守事項)

第16条 参画事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1)本事業の趣旨を理解し、良質な学校外教育サービスを提供するとともに、当該サービス提供に際しての利用生徒の安全を確保すること。
- (2)利用生徒の通塾を促すとともに、出席状況を記録し、市長が求めた場合にはその記録を開示し、提供すること。
- (3)偽りその他の行為によって不正にバウチャーの換金を請求しないこと。
- (4)当該利用生徒以外の学校外教育サービスにかかるバウチャーの利用や偽造されたバウチャーを発見した場合は、バウチャーの受理を拒否するとともに、速やかに大阪市若しくは運営事業者に通報すること。
- (5)本事業の効果測定のために、市長が運営事業者に委託して実施する調査に協力すること。

(調査等)

第17条 市長は、参画事業者の提供する学校外教育サービス内容に関して、必要があると認めるときは、当該参画事業者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

(参画事業者登録の取消し)

第18条 市長は、参画事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第15条第2項の参画事業者登録を取消すことができる。

- (1)第13条の規定による参画事業者の要件を満たさなくなったとき。
- (2)提供する学校外教育サービスが、第14条の規定による学校外教育サービスの分野と異なるものとなったとき。
- (3)第16条の規定による参画事業者の遵守事項に違反したとき。
- (4)前条の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5)不正の手段により第15条第2項の参画事業者登録を受けたことが明らかになったとき。
- (6)第22条のバウチャー換金の請求に関し不正があったとき。
- (7)その他、参画事業者に公序良俗に反する行為があったとき。

2 参画事業者登録の取消しは、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録取消通知書」(第8号様式)により行うものとする。

(参画事業者登録事項の変更の届出)

第19条 参画事業者は、参画事業者としての登録事項を変更するときは、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請内容変更届」(第9号様式)により、事前にその旨を運営事業者を通じて市長に届け出ること。

(参画事業者登録の抹消の届出)

第20条 参画事業者は、参画事業者としての登録の抹消を希望するときは、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録抹消届」(第10号様式)により、その旨を運営事業者を通じて市長に届け出ること。

(参画事業者登録の抹消)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第15条第2項の参画事業者登録を抹消するものとする。

- (1) 前条に規定する抹消届の提出があったとき。
- (2) 第18条に規定する登録の取消しを行ったとき。

(ハウチャー換金)

第22条 参画事業者は、提供した学校外教育サービスの対価の全部又は一部として受領したハウチャーの額（以下「ハウチャー受領額」という。）に90%の換金率を乗じた額を、次項に定める方法により請求するものとする。

- 2 参画事業者は、事業所名、事業者名、ハウチャー利用月、ハウチャー受領額及びハウチャー受領額に90%の換金率を乗じた請求金額を記載した請求書に、事業所名及び利用生徒ごとの提供した学校外教育サービスの内容（利用生徒番号・ハウチャーの利用月・サービス名・サービスに要した費用・現金等で受領した金額・ハウチャーで受領した金額）を記載した明細書を添えて、ハウチャーを利用した月の翌月1日から10日までに運営事業者に提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、ハウチャーを利用した月の翌々月1日から10日までに運営事業者に提出できるものとする。
- 3 運営事業者は、提出された明細が、利用生徒の明細であること、第8条第1項及び第2項の利用範囲内であること、第11条に規定する不正利用が行われていないことを確認し、利用生徒氏名、ハウチャーを利用した参画事業者名、ハウチャー利用月、ハウチャー利用金額を記載した利用明細書を利用生徒の保護者へ送付する。
- 4 運営事業者は、前項の確認状況を市長へ報告するとともに、参画事業者から提出された請求書及び明細書を市長に提出する。
- 5 市長は、第2項により請求を受けた金額が適正であると認められる場合は、請求を受けた日の属する月の月末までに参画事業者に対して支払いを行う。

(換金額の返還)

第23条 市長は、参画事業者が偽りその他不正の行為によって前条の支払いを受けた場合は、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。